

高松市・塩江町合併協議会

第7回会議

附属資料

目次

1	「都市提携について」に関する資料（協議第9号資料）	1 ~ 3
2	「電算システム事業について」に関する資料（協議第10号資料）	4 ~ 7
3	「広聴広報事業について」に関する資料（協議第11号資料）	8 ~ 13
4	「消防団の取扱いについて」に関する資料（協議第12号資料）	14 ~ 20
5	「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料（協議第13号資料）	21 ~ 27
6	「コミュニティ施策について」に関する資料（協議第14号資料）	28 ~ 38
7	「その他の事業（女性政策）について」に関する資料（協議第15号資料）	39 ~ 43

協議第9号資料

「都市提携について」に関する資料

国外都市との提携について	2
国内都市との提携について	3

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 1 各種事務事業の取扱い(都市提携)		部 会 名	総 務
分 類	国外都市との提携			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 都市名及び提携年月日	国外3都市と提携 (姉妹都市) ・セント・ピーターズバーグ市(アメリカ) 昭和36年10月5日都市提携 ・トゥール市(フランス) 昭和63年6月3日都市提携 (友好都市) ・南昌市(中国) 平成2年9月28日都市提携	該当なし	問 題 点 ・ 課 題	
			塩江町では、国外での都市提携は締結していない	
2 交流事業	・各種交流活動を行うほか、市民レベルでの交流の促進に努めている。 ・姉妹・友好都市との盟約及び議定書の趣旨に則りお互いの都市の親善・友好を促進するため、親善代表団の派遣及び受入を行っている。 ・南昌市行政研修生を毎年1名受け入れているほか、セント・ピーターズバーグ市から高松第一高等学校英語科非常勤講師を1名招聘している。	該当なし	対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の国外との都市提携については継続する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-1 各種事務事業の取扱い(都市提携)			
分類	国内都市との提携			
項目	高松市	塩江町		
1 都市名及び提携年月日	<p>国内3都市と提携 (姉妹城都市) ・彦根市(滋賀県) 昭和41年8月15日都市提携 (親善都市) ・水戸市(茨城県) 昭和49年4月13日都市提携 (友好都市) ・矢島町(秋田県) 平成11年10月27日都市提携</p> <p>上記3市町のほか、都市提携は結んでいないが、高松町(石川県)とも交流を行っている。</p>	<p>国内1都市と提携 (友好都市) ・枚方市(大阪府) 昭和62年2月20日都市提携</p> <table border="1"> <tr> <td>枚方市を介して、交流を行っている都市</td> <td> ・別海町(北海道) 昭和62年 ・中村市(高知県) 昭和62年 ・名護市(沖縄県) 平成9年 </td> </tr> </table>	枚方市を介して、交流を行っている都市	・別海町(北海道) 昭和62年 ・中村市(高知県) 昭和62年 ・名護市(沖縄県) 平成9年
枚方市を介して、交流を行っている都市	・別海町(北海道) 昭和62年 ・中村市(高知県) 昭和62年 ・名護市(沖縄県) 平成9年			
2 交流事業	<p>・3市(水戸市、彦根市、高松市)の親善と友好を深めることを目的に、3市が持ち回りで開催地となり、「3市の観光と物産展」を開催しており、高松市で開催する際には、矢島町、高松町を加えた3市2町の物産展として開催している。</p> <p>・矢島町で行われる「産業文化祭」に参加し、物産の実演販売を行っている。</p> <p>・各都市とのスポーツ(交歓野球大会等)交流事業を実施している。</p> <p>・各都市において開催されるまつり等のイベントに参加</p>	<p>・枚方市、北海道別海町、塩江町が共同で開催する物産展を、毎年11月に枚方市で開催している。</p> <p>・別海町と塩江町の中学生が毎年7月に、お互いの町を訪問している。(毎年交替)</p> <p>・5市町において、友好を深めるために、各市町持ち回りで開催地となり、「友好都市サミット」を開催している。(2年に1回開催)</p> <p>・枚方市と塩江町の小学生が毎年7月に、お互いの市町を訪問している。(毎年交替)</p>		

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・提携先が異なっている。 ・提携に至った経緯が異なっている。 ・交流事業の内容が異なっている。 ・提携相手の合併問題も考慮する必要がある。 ・枚方市の意向確認が必要となる。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の都市提携については継続する。 ・塩江町が都市提携を行っている枚方市については、提携先の意向等を確認し、今後のあり方を協議する。 ・塩江町が枚方市および別海町と実施している小中学生の相互訪問については、学校間(地域間)の交流事業としての継続も検討する。

調整案
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の都市提携については、継続する。 ・塩江町の都市提携・交流については、交流先の意思等を尊重し、合併時まで、地域間交流等のあり方を含め、調整するものとする。

協議第10号資料

「電算システム事業について」に関する資料

システムの種類について	5
庁内LANの状況について	6
電算システムの統合について	7

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-2 各種事務事業の取扱い(電算システム事業)		
分類	システムの種類		
項目	現 況		
	高 松 市	塩 江 町	
システムの種類及び処理方法 (Microsoft Excel等のOAソフトウェアを活用しているものを除く)	人事管理 指定統計 例規集検索 市民意識調査 財務管理 公用自動車管理 墓園管理 住民記録 住基ネットワーク 法人市民税 固定資産税(土地,家屋) 固定資産税(償却資産) 家屋評価 軽自動車税 市県民税 事業所税 収納管理 国民年金 国民健康保険 福祉医療 介護保険 児童手当 児童扶養手当(+特児) 保育料 母子寡婦福祉金 障害者福祉 支援費 高齢者福祉 生活保護 予防接種 市民病院院内医療情報 自動車騒音面的評価	ごみ収集ステーション管理 粗大ごみ受付 中小企業勤労者福祉共済 水田情報管理 法定外公共物譲与(管理) 建築設計(CAD) 土木積算 屋外広告物管理 道路台帳図面管理 市営住宅管理 下水道管理 浄化槽登録管理 自動出動(消防) 画像伝送(消防) 上水道料金調定 配水コントロール 図面管理(水道) 学事情報 公共施設利用総合情報 図書館管理 図書館蔵書検索 農地基本台帳管理 不在者投票管理 会議録検索 全て直営 (=業務主管課導入)	住民記録(委託) 介護保険システム(委託) 国保(高額・高齢者・移動)システム(直営) 児童手当支給システム(直営) 老人保健(高額・受給)システム(直営) 住民情報システム(証明発行・移動)(直営) 印鑑証明システム(登録・証明)(直営) 住基ネットワーク(直営) 上水道収納業務(委託) 道路台帳(委託) 地図システム(委託) 住民税(委託) 固定資産税(委託) 軽自動車税(委託) 税収納管理(委託) 地籍情報管理システム(直営) 地籍情報固定資産税変換システム(直営) 財務会計システム(歳入歳出予算執行)(直営) 財務会計システム(予算・決算)(直営) 財務会計システム(給与計算)(直営) 公債台帳(委託) 選挙人名簿(住基)(委託) 医療事務システム(病院)(直営) 介護ケアプラン(病院)(直営) 給食支援システム(病院)(直営) 文書管理システム(庁内LAN接続)(直営) 居宅介護システム(保健センター)(委託) 健康管理システム(保健センター)(委託) (=業務主管課導入)

委託：
事業者の施設に機器を設置し、庁舎と回線で接続し運用しているもの
直営：
庁舎内に機器を設置し運用しているもの

部 会 名	総 務
-------	-----

問題点・課題
・各種事務事業の統合協議によりシステムの改修が必要になる。 ・高松市のシステムと塩江町の対応するシステムとの間に互換性がない。 ・地籍情報管理等、塩江町のシステムで高松市側に対応するシステムがないものがある。

対応策
・各種事務事業の統合協議内容に合わせて、必要なシステム改修を行う。 ・塩江町のシステムが保有しているデータを高松市側のシステムに取り込めるよう変換する。 ・当初からの統合を必要としないものについては、運用面に対応する。 ・塩江町のシステムのうち、高松市に対応するシステムがないものは必要な修正を加え使用する。

調整案
高松市の電算システムに統合する。 当初からの統合を必要としないものについては、運用等において適切に調整する。高松市に対応するシステムが存在しないものについては、塩江町のシステムに必要な改修を加え使用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-2 各種事務事業の取扱い(電算システム事業)	
分類	庁内LANの状況	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
接続拠点	<p>本庁舎 基幹：有線100Mbps、 フロア：光無線（一部有線）10Mbps 出先（施設内は有線、水道局のみ無線） 無線（3か所） 水道局（11Mbps） 女木出張所、女木診療所（150kbps） 有線放送専用回線1.2Mbps（1か所） 消防局（北消防署を含む） S T N E T専用回線64kbps～10Mbps（124か所） （平成17年度末には一部を除き10Mbps） 生涯学習センター，図書館，文化センター，美術館，高松第一高等学校，競輪局，中央卸売市場，市民病院，市民サービスセンター，女性センター，ボランティア・市民活動センター，玉藻公園，斎場公園，保健所，保健センター，下水道施設課，衛生処理センター，西部クリーンセンター，支所・出張所20か所，公民館（単独）19か所，保育所30か所，消防局出先11か所，水道局出先4か所，高松テルサ他21か所 N T Tダイヤル回線64kbps（82箇所） 小学校41か所，中学校18か所，幼稚園18か所，南部広域清掃センター他4か所</p> <p>外部接続 インターネット 住基ネットワーク 総合行政ネットワーク（LGWAN）</p>	<p>本庁舎 無線11Mbps、一部有線10Mbps</p> <p>出先（施設内は有線） 無線11Mbps（11か所、中継局2か所） 塩江支所、上西支所、塩江病院、保健センター、塩江美術館、奥の湯温泉、自然休養村センター、塩江中学校、安原小学校、塩江小学校、上西小学校 （平成16年度 2か所新設予定）</p> <p>外部接続 インターネット 住基ネットワーク 総合行政ネットワーク（LGWAN）</p>
住民情報系と内部情報系の分割	無	有
PC(端末)台数	<p>住民情報系 住民記録専用 20台 CS端末 9台(専用LAN) 内部情報系 LAN接続 2079台（本庁内1236台，庁舎外843台） 財務会計2079台とも使用可能 上記のうち財務含む業務系専用端末 47台</p>	<p>住民情報系 9台（庁舎内 7台 庁舎外 2台） 内部情報系 LAN接続 69台(庁舎内55台 庁舎外14台) 財務会計 8台(庁舎内 5台 庁舎外 3台)</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・別々のネットワークであり、運用管理の体系が違う。 ・インターネット等の外部ネットワークへはそれぞれ別に接続している。 ・別々のネットワークを統合する場合、情報セキュリティ面で問題が生じやすい。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町の全庁LANを高松市の全庁LANに組み込む。 ・外部への接続は、現在、高松市が接続している回線に統合する。 ・統合に当たってはセキュリティ対策を講じる。

調 整 案
高松市の庁内LANに統合する。

合併に伴う電算システムの統合について

1 統合方式

既存のシステム(現高松市のシステム)をベースに、「片寄せ統合方式」により、高松市のシステムに統一する。

2 統合作業の流れ

事務事業統合協議(各業務主管課対応)

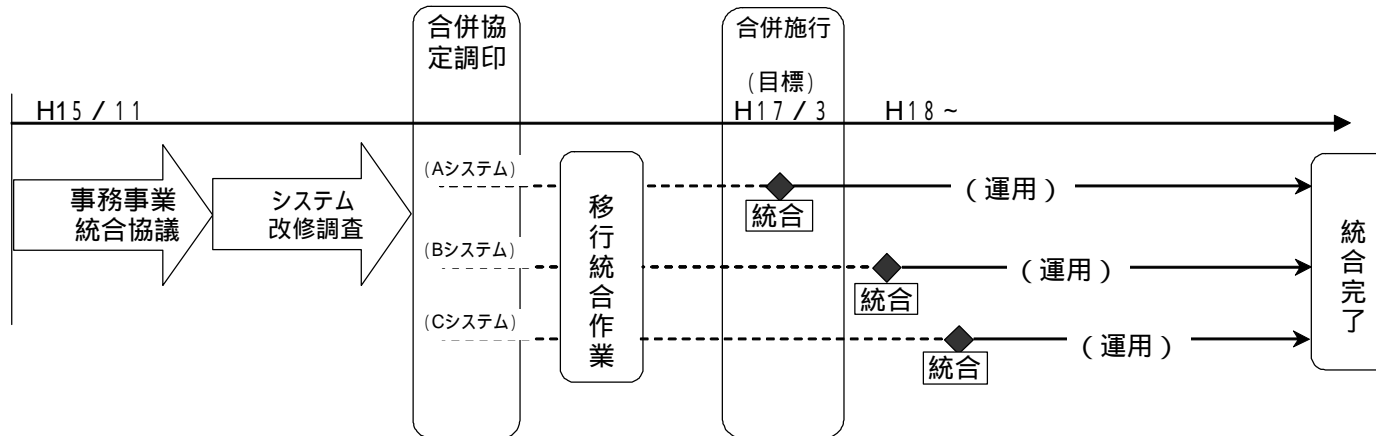
協議内容に情報システムの改修を要するものがあるかどうか点検する。
・必要に応じ情報システム課で相談を受ける。

システム改修調査…… を受けての改修が必要なシステムの把握

統合に向けたプログラム修正やデータ移行等の作業に着手するための準備
・プログラム修正について検討
・データ移行について検討
・機器・ネットワークの再構成について検討

移行統合作業(合併協定調印以降)……プログラム修正、データ移行など

統合完了



「広聴広報事業について」に関する資料

市（町）民相談事業について	9
広聴事業（その他）について	10
広報紙について	11
視覚障害者への広報について	12
ホームページについて	13

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)		
分類	市(町)民相談事業		
項目	高松市	塩江町	
1 相談内容及び実施日時	市民相談コーナーでの相談		
	相談種別・内容	実施日時	
	市政相談	月～金曜日 8:30～17:00	
	一般相談	月～金曜日 8:30～17:00	
	専門相談	人権法律相談	毎週月曜日 10:00～15:00
		弁護士法律相談	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00
		司法書士法律相談	第2・4木曜日 13:00～16:00
		行政相談	毎週水曜日 10:00～15:00
		税務相談	第2金曜日 10:00～15:00
		戸籍相談	第3金曜日 9:00～16:00
		経営相談	年4回 13:00～16:00
		緑化相談	第2・4火曜日 9:00～16:00
		環境行政相談	第4金曜日 10:00～15:00
		消費生活相談	月～金曜日 8:30～17:00
	育児相談	月～金曜日 9:00～16:00	
健康相談	月～金曜日 8:30～17:00		
他に各担当部署でさまざまな相談あり。 (母子、交通事故、農業相談など)			
相談の看板を掲げて会議室で実施しているもの			
相談種別・内容	実施日時		
行政相談	年11回実施 10:00～15:00		
一般相談	月～金曜日 8:30～17:00		
心配ごと相談	毎月7日(祝祭日は翌日) 10:00～15:00		
農地相談	毎月1回 9:00～12:00		
健康相談	月2回 9:30～15:00		
人権相談	毎月7日(祝祭日) 10:00～15:00		

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> 相談内容に相違がある。 開催回数が異なる。 開催場所について、市役所本庁まで来なければならない、高齢者等に不便をきたす恐れがある。

対応策
塩江町で行っている相談事業については、塩江町の住民の利便性等も考慮し、合同相談所を開設するなど、現行水準を下げないような方法での開催について検討する。

調整案
相談内容は高松市の制度に統一する。ただし、現在、塩江町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱う。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)	
分類	広聴事業(その他)	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 市(町)政モニター	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加の市政推進の一環として、それぞれ地域の問題や市政に関する考え方を、アンケートや提言文を通して分析したり、施設見学会や市長との意見交換会を開催するなど、結果を市政に反映させる。 原則として一般公募に応募した者の中から選出 活動期間.....約2年間 	該当なし
2 市(町)政出前ふれあいトーク	<ul style="list-style-type: none"> 市政のしくみや現在取組んでいる事業・施策・今後の検討課題について、管理職員等が地域へ出向いて説明し、理解と協力を得る。 また、地域の人々とのふれあいの中で、地域の実情を把握し、市民から出された意見・提言等を聴取し、市政に反映させる。 	該当なし
3 市(町)長への提言	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの意見・要望などを聴取し、市政に反映させるため、手紙・電話・FAX・Eメールによる提言を受け付けるとともに、原則として個々に回答をさしあげている。 	高松市と同じ

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)	
分類	広報紙	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 発行回数(日)	毎月2回(1日、15日)発行	年6回発行
2 発行部数	126,500部	1,700部
3 規格	A4判 ・16ページ 年18回 ・8ページ 年6回	A4判 ・12ページ 年6回
4 配布先	全世帯、他市町	全世帯、他市町
5 配布方法	自治会を通じて各世帯に配布するほか、支所・出張所などの市の機関の窓口に設置(自治会未加入団体も10軒程度集まれば配送している。)	自治会を通じて配布
6 年度版の作成	広報たかまつ4月1日号から3月31日号までと高松市議会だよりを製本 20冊	該当なし
7 配布手数料	配布手数料として交付	一般的な補助金に含めて交付

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配布方法において、塩江町では職員が仕分け・配送している。 ・ 塩江町の住民に対し、合併後の手続き方法や窓口などを十分に周知する必要がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配布世話人に対する配送委託先である運送会社や仕分けと出張所までの配送を委託しているシルバー人材センターの配送エリアと業務拡大により対応する。 ・ 合併後に「くらしのガイドブック」を塩江町の全世帯に配布する。

調 整 案
<p>広報紙の発行回数、配布方法などについては、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)	
分類	視覚障害者への広報	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 点字広報	<ul style="list-style-type: none"> ・発行回数:毎月1回(10日) ・発行部数:100部 ・規格:B5判、20ページ ・内容 広報紙から抜粋したものに下記の協会だよりなどを加えて職員が編集 ・作成 原稿を作成し、財団法人香川県視覚障害者福祉協会に点訳を依頼 ・配布方法 点字広報と印字した封筒に入れ、郵送 	該当なし
2 声の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・発行回数:毎月1回(5日) ・発行部数:100本 ・規格:60分カセットテープ ・内容 広報紙から抜粋したものに上記の協会だよりなどを加えて職員が編集 ・作成 原稿を作成し、吹き込みとテープのダビングは(社)高松市有線放送電話協会に委託 ・配布方法 専用ケースに入れ、郵送(盲人用) 	該当なし
3 テレホンブラウザシステム(もっと高松NAVI)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の携帯電話版ホームページ「もっと高松NAVI」の情報を音声化し、電話で聞けたり、FAXで情報を簡単に取り出すことのできるシステム。視覚障害者や高齢者へのバリアフリーを進める。 	該当なし

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、塩江町における点字広報と声の広報を希望する対象者が把握できていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・今後適当な時期に、塩江町の関係団体を通じ、あらかじめ希望の有無を照会することとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)	
分類	ホームページ	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	(トップページ) ・くらす(手続き、相談 他) ・あそぶ(観光、イベント 他) ・まなぶ(教育、文化 他) ・環境(ごみ、リサイクル 他) ・お知らせ ・水源情報 ・市長室(提言、メッセージ 他) ・市議会(会議録の閲覧 他) ・市政、統計(広報、統計 他) ・市町合併 ・入札情報 ・メールマガジン	(トップページ) ・行政案内(行政情報) ・行政相談(各種相談) ・施設予約 ・保健福祉 ・観光情報
2 メールガもつと高松(メールマガジン)	・発行日:毎月第1、3金曜日 ・登録者数 658人(H15.9.30現在) ・内容 ・暮らしの知っ得情報 ・市長のひとりごと ・文化かわら版 ・子ども情報 ・健康マル知情報 “こんなのあるよ” ・エコ倶楽部情報	該当なし

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
・メールマガジンの発行日や内容などについては、高松市の現行制度に統一するが、塩江町の特色ある独自情報を含めることとする。

調 整 案
・高松市の制度に統一する。

協議第12号資料

「消防団の取扱いについて」に関する資料

組 織 に つ い て	15
消 防 団 員 の 報 酬 等 に つ い て	16~17
消 防 団 員 互 助 共 済 会 に つ い て	18
被 服 等 貸 与 に つ い て	19
消 防 団 車 両 に つ い て	20

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い																																																				
分類	組織																																																				
項目	現		況																																																		
	高松市		塩江町																																																		
1 組織の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・団数 1 ・方面隊数 6 ・分団数 26 		<ul style="list-style-type: none"> ・団数 1 ・方面隊数 - ・分団数 3 																																																		
2 階級定員及び現員数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>26</td><td>26</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>55</td><td>55</td></tr> <tr><td>部長</td><td>84</td><td>83</td></tr> <tr><td>班長</td><td>158</td><td>157</td></tr> <tr><td>団員</td><td>478</td><td>442</td></tr> </tbody> </table>		階級	定員(人)	現員数(人)	団長	1	1	副団長	4	4	分団長	26	26	副分団長	55	55	部長	84	83	班長	158	157	団員	478	442	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>部長</td><td>11</td><td>11</td></tr> <tr><td>班長</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>団員</td><td>44</td><td>43</td></tr> </tbody> </table>			階級	定員(人)	現員数(人)	団長	1	1	副団長	2	2	分団長	3	3	副分団長	3	3	部長	11	11	班長	-	-	団員	44	43
階級	定員(人)	現員数(人)																																																			
団長	1	1																																																			
副団長	4	4																																																			
分団長	26	26																																																			
副分団長	55	55																																																			
部長	84	83																																																			
班長	158	157																																																			
団員	478	442																																																			
階級	定員(人)	現員数(人)																																																			
団長	1	1																																																			
副団長	2	2																																																			
分団長	3	3																																																			
副分団長	3	3																																																			
部長	11	11																																																			
班長	-	-																																																			
団員	44	43																																																			

部会名 消 防

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・団の組織が異なる。 ・階級及び階級の定数に差異がある。

対応策
<p>塩江町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団塩江分団とする。</p> <p>塩江町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとする。</p>

調整案
<p>塩江町消防団は、高松市消防団に統合する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い		部会名	消 防
分類	消防団員の報酬等			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 団員報酬	報酬額(年額) 団 長 - 151,900円 副団長 - 88,000円 分団長 - 63,200円 副分団長 - 36,000円 部 長 - 29,700円 班 長 - 27,500円 団 員 - 25,500円	報酬額(年額) 団 長 - 96,000円 副団長 - 73,000円 分団長 - 60,000円 副分団長 - 51,000円 部 長 - 43,000円 班 長 - - 円 団 員 - 38,000円		問 題 点 ・ 課 題 ・ 団員報酬及び出動報酬等に差異がある。 ・ 退職報償金の支給基準に差異がある。
2 出動報酬等	・ 4時間以上の火災出動者及び水防(訓練含む)出動者 1人1回につき 2,800円 ・ 4時間未満の火災出動者及び訓練、警戒等の出動者 1人1回につき 2,400円 ・ 機関員 車両1台当たり1名 年額 6,950円 小型ポンプ1台当たり1名 年額 3,050円	・ 火災・水防・訓練・警備・警戒等 出動1回当たり 2,000円 ・ 機関員 車両・小型ポンプ1台当たり2名 年額 15,000円		対 応 策 消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。
				調 整 案 消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員の報酬等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
3 退職報償金	<p>【5年以上の団員】 消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づく額を支給</p> <p>【3年以上5年未満の団員】 一律 30,000円を支給</p>	<p>【5年以上の団員】 消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づく額を支給</p> <p>【5年未満の団員】 各階級の在職年数に下記の基準金額を乗じたもの (階級) (基準額) 団 長 23,000円 副団長 21,000円 分団長 20,000円 副団長 19,000円 部 長 17,000円 団 員 15,000円</p>
4 公務災害補償	消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、その規定に基づき支給している。	消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、その規定に基づき支給している。

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員互助共済会	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 名称	高松市消防団員相互共助会	該当なし。
2 目的	消防団員の親睦を趣旨とし、相互の共済及び福祉の向上を目的とする。	
3 事業内容等	(事業) 消防団員の死亡、公務負傷の共助救慰、退団者の報償などの給付を行う。 (給付) 死亡弔慰金、公務負傷見舞金、退団者報償、操法大会助成など	
4 会費	団員1人につき 650円(年額)	
5 その他	市の補助金等 一人当たり3,000円を補助(年額)	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い							
分類	被服等貸与							
	現			況				
項目	高松市			塩江町				
1 貸与品目・数量等	品目	数量	支給対象	貸与年数	品目	数量	支給対象	貸与年数
	制服	1	全員	なし	制服	1	全員	なし
	制帽	1	"	"	制帽	1	"	"
	ネクタイ	1	"	"	ネクタイ	1	"	"
	盛夏服	2	半袖は副分団長以上	"	盛夏服	なし	-	-
	盛夏帽	1	全員	"	盛夏帽	なし	-	-
	訓練服	1	"	"	訓練服	2	全員	なし
	ベルト	3	"	"	ベルト	3	"	"
	白手袋	1	"	"	白手袋	1	"	"
	防火衣	消防屯所備付			防火衣	消防屯所備付		
	ヘルメット	各屯所の消防団員数分			ヘルメット	各自管理		
	長靴	長靴は副団長以上			長靴	消防屯所備付		
	ゴム長靴	1	全員	なし	ゴム長靴	1	全員	なし
	階級章	2	"	"	階級章	2	"	"
	団員徽章	なし	-	-	団員徽章	なし	-	-
	訓練ヘルメット	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			訓練ヘルメット	1	全員	なし
	作業用皮手袋	2	全員	なし	作業用皮手袋	1	"	"
	アホロキヤップ	1	"	"	アホロキヤップ	1	"	"
	防寒衣	なし	-	-	防寒衣	1	"	"
	雨合羽	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			雨合羽	消防屯所備付		

部会名	消防
-----	----

問題点・課題
<p>・貸与品の品目、数量に差異がある。 ・制式及び表示について、統一する必要がある。</p>

対応策
<p>被服の貸与品目や数量等は、高松市消防団の服制基準等に統一する。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い		部会名	消 防
分類	消防団車両			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 現況	消防ポンプ車 (CD - 1) 10台 消防ポンプ車 (BS - 1) 23台 消防ポンプ車 (BD - 1) 2台 指揮広報車 1台 小型動力ポンプ積載車 17台 小型動力ポンプ積載車(軽) 3台	消防ポンプ車(CD - 1) 1台 消防ポンプ車(BD - 1) 1台 小型動力ポンプ付積載車(BD - 2) 3台	問題点・課題	・両市町の消防団の車両の装備等に違いがある。
			対応策	・塩江町消防団の車両の積載資機材は、当分の間、現状どおりとする。
			調 整 案	・塩江町消防団の車両については、高松市消防団に引き継ぐ。

協議第13号資料

「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料

国民健康保険（料・税）の賦課等について	22~23
国民健康保険の健康推進事業について	24
出産育児一時金について	25
葬祭費について	26
高額療養費貸付制度について	27

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い																																					
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等																																					
	現	況																																				
項目	高松市	塩江町																																				
1 保険料・税の区分	保険料	保険税																																				
2 賦課期日	4月1日	高松市と同じ。																																				
3 賦課方式	4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	高松市と同じ。																																				
4 税率等 (年額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7.0/100</td> <td>0.9/100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>26.9/100</td> <td>5.0/100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>29,100円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>24,200円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	7.0/100	0.9/100	資産割	26.9/100	5.0/100	均等割	29,100円	5,500円	平等割	24,200円	3,300円	課税限度額	530,000円	70,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>8.0/100</td> <td>1.2/100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>40.0/100</td> <td>9.5/100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>23,000円</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>28,000円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	8.0/100	1.2/100	資産割	40.0/100	9.5/100	均等割	23,000円	6,600円	平等割	28,000円	3,600円	課税限度額	530,000円	80,000円
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	7.0/100	0.9/100																																				
資産割	26.9/100	5.0/100																																				
均等割	29,100円	5,500円																																				
平等割	24,200円	3,300円																																				
課税限度額	530,000円	70,000円																																				
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	8.0/100	1.2/100																																				
資産割	40.0/100	9.5/100																																				
均等割	23,000円	6,600円																																				
平等割	28,000円	3,600円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
5 納期	年8回 (7月から翌年の2月まで 毎月)	高松市と同じ。																																				
6 法定軽減制度	<ul style="list-style-type: none"> ・7割軽減 前年における総所得金額が33万円以下の世帯 ・5割軽減 前年における総所得金額が33万円 + (世帯主を除く被保険者数 × 24万5千円) 以下の世帯 ・2割軽減 前年における総所得金額が33万円 + (世帯主を含む被保険者数 × 35万円) 以下の世帯 	高松市と同じ。																																				

部会名	市民
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・保険税と保険料の違いにより、法令等が異なる。 ・税率等が異なっている。 ・徴収方法が異なる。

対応策
<p>塩江町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。</p> <p>税率等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

調整案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い		部会名	市民
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
7 減免制度	・天災その他災害を受けた者、その他特別の事情のある者 高松市国民健康保険料減免取扱基準により適用	高松市と同じ。 減免取扱基準は定めていない。		
8 徴収方法等	滞納世帯へは、主として非常勤の国保推進員が臨戸訪問し収納している	職員が直接臨戸訪問している。		
			対 応 策	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い		部会名	市民
分類	国民健康保険の健康推進事業			
現 況				
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 人間ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に1年以上継続して加入していること ・満40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保の資格の有無にかかわらず、満35歳以上の住民を対象 <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町においては、国保被保険者以外にも人間ドック助成の対象としている。 ・人間ドック助成の対象年齢が異なる。 ・塩江町には脳ドック助成制度がない。 	
2 脳ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に1年以上継続して加入していること ・満40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	該当なし。	対 応 策	
			<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の人間ドック及び脳ドック助成の制度に統一する。</p>	
			調 整 案	
			<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	出産育児一時金	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 受給対象者	国民健康保険被保険者で出産(死産も含む。)した者 ただし、資格取得後6カ月以内で、それ以前に社会保険の本人資格が1年以上ある場合は除く。	高松市と同じ。
2 給付額	出生児1人につき30万円	高松市と同じ。
3 給付の手続き	・出生届の後の場合 申請書だけを提出 ・出生届以前の場合 医師の出生証明等の添付が必要 ・死産の場合 埋葬許可書又は医師の証明が必要	高松市と同じ。
4 給付方法	世帯主の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から1週間 ・現金払い.....即日に支給	原則、申請月の翌月10日に支給

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・支給期日が異なっている。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	葬祭費	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 受給対象	国民健康保険被保険者が死亡した場合に、葬儀を行った者	高松市と同じ。
2 給付額	1件当たり5万円	1件当たり3万円
3 給付の手続き	国民健康保険離脱手続きに併せ、申請書を提出	高松市と同じ。
4 給付方法	申請者の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から2週間 ・現金払い..... (支給日は、月2回)	原則、申請月の翌月10日に支給

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・給付額と支給期日が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	高額療養費貸付制度	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 申請者の資格	国保料を完納していること 所得税の非課税者のみで構成されている世帯	該当なし。
2 貸付限度額	高額療養費該当額の9割	
3 貸付期間	2～3ヶ月程度	
4 貸付利息	無	
5 償還方法	高額療養費支給時に、自動振替	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度を適用する。

協議第14号資料

「コミュニティ施策について」に関する資料

自治会活動推進事業について	29
地域コミュニティ推進事業について	30
広報紙等配布業務について	31
地域ふれあい交流事業について	32
防犯灯設置等補助事業について	33~34
安全で安心なまちづくり推進について	35
高松市ボランティア・市民活動センターについて	36
消費者行政の推進について	37~38

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	自治会活動推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 自治会の概要	(平成15年4月1日現在) ・地区(校区)連合自治会数 35 ・単位自治会数 1,544 ・加入世帯総数 99,577 ・自治会世帯加入率(%) 74.18	(平成15年4月1日現在) ・単位自治会数 82 ・加入世帯数 1,225 ・自治会世帯加入率(%) 91.90
2 自治会活動支援補助	(各地区(校区)連合自治会に対する補助) 一世帯当たり165円 一単位自治会当たり2,000円 (自治会長報償) 該当なし。 (自治会長会出席報奨金) 該当なし。	(単位自治会に対する補助) 一世帯当たり1,500円 (自治会長報償) ・補助基準 8,000円 + 世帯数 × 1,100円 (自治会長会出席報奨金) 一回当たり3,500円
3 自治会加入・結成促進奨励	・内容 新たに世帯が単位自治会に加入した場合、又、新たに単位自治会を結成した場合に補助 ・補助金額 一世帯当たり2,000円	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・塩江町においては、連合自治会が組織されていない。 ・自治会活動支援補助の内容が異なっている。

対 応 策
・合併時までには連合自治会の組織化を促す。 ・自治会活動支援補助、自治会加入・結成促進奨励については、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	地域コミュニティ推進事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 地域コミュニティ構築支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 各地区(校区)の連合自治会を中心に各種団体等で構築される「地域コミュニティ組織」の運営、活動、地区コミュニティプラン策定に関する事業に対し補助金を交付 ・補助対象期間 認定された年度及び翌年度の2年間 ・補助金額.....年間20万円以内 	該当なし。		
2 まちづくりアドバイザー設置事業	地域コミュニティ組織の構築や地区コミュニティプラン策定にあたり、各地区の進捗状況に応じたアドバイスを実施するため、まちづくりの専門家であるアドバイザーを年4回設置し支援する。	該当なし。		
3 地域まちづくりサポーター制度	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 市職員の中から、公募により、ボランティアとして、地域まちづくりサポーターを認定し、地域コミュニティ組織の結成や地区コミュニティプランの策定作業等に参加し、助言や情報提供、関係課との連絡調整を行う。 ・認定期間 組織結成から3年間 	該当なし。		
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	広報紙等配布業務	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 配布方法	連合自治会を通じて配布 市(宅配) 自治会長 班長 各世帯	自治会を通じて配布 町(職員が送付) 自治会長 各世帯
2 配布回数	月2回	月1回(5・6・7月については2回)
3 配布手数料	配布業務に対し自治会へ配布手数料を支出 1回1枚あたり5円(1世帯)	該当なし。
4 広報紙配布時 傷害保険経費	連合自治会連絡協議会に対し、広報紙配布時傷 害保険料を補助	広報紙配布時傷害保険については、町が加入し、 経費を負担している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・配布方法、回数が異なる。 ・高松市においては、配布手数料が支出されている。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	地域ふれあい交流事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	各地域の創意工夫により、それぞれの特色を生かしながら、地域ぐるみでふれあい・交流のまちづくり事業を実施する団体に対し助成する。	該当なし。
2 補助率	事業費の1/2以内	
3 補助限度額	50万円	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	防犯灯設置等補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 防犯灯新設工事等	<p>[新設工事] ・補助基準 市長が指定した20ワット蛍光防犯灯を、原則として既存の電柱に設置するとき ・補助率等……100%補助</p> <p>[切替工事] ・補助基準 既存の白熱防犯灯を新設工事に準じて、蛍光防犯灯に切り替えるとき ・補助率等……100%補助</p> <p>[移設工事] ・補助基準 既設の防犯灯のうち電柱の建てかえ、又は道路の変更その他により、灯具を移設するとき(水銀灯は除く。) ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円)</p> <p>[補修工事] ・補助基準 既設の防犯灯のうち灯具(白熱電球、管球類交換は除く)を修理するとき(水銀灯は除く。) ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円)</p>	<p>・補助対象 ・町道等の既設の電柱及び電話柱等を利用して、照度20ワットの蛍光灯を設置するとき</p> <p>・補助率 (設置費) 設置に要した経費で、町長が定める額</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助対象及び補助金額が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策		部 会 名	市 民
分 類	防犯灯設置等補助事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 防犯灯維持管理	[蛍光灯管球類・白熱電球の交換] ・補助基準 蛍光防犯灯等の管球類を交換するとき ・補助率等.....100%補助 [電気料金] ・補助基準 蛍光防犯灯、白熱防犯灯及び水銀防犯灯のうち市長が指定したもの ・補助率等.....100%補助	・補助対象 維持管理に要する経費のうち、電気料金 ・補助金額 (電気料金) 年間必要経費で、毎年度6月分の電気料金を基に、町長が定める額		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	安全で安心なまちづくり推進	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 推進内容	市、市民及び事業所が協働して、犯罪等のない明るいまちづくりの実現を図るもの。	該当なし。
2 啓発事業	「高松市安全で安心なまちづくりに関する条例」(平成15年9月1日施行)の趣旨等を掲載したパンフレットを作成し、広く市民に周知するとともに、啓発活動を実施する。	該当なし。
3 推進体制	「高松市安全で安心なまちづくり推進協議会」 ・委員数 15人以内 ・委員構成 自治会・PTAなどの各種地域団体と学識経験者や各所轄の警察署など ・委員報酬 6,700円/日	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策	
分類	高松市ボランティア・市民活動センター	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 施設概要	・場 所 高松市田町 ・面 積 約95.55㎡	該当なし。
2 開館日等	・開館日・時間 平日：午前10時～午後7時 土・日曜日：午前10時～午後5時 ・休館日 毎週月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始	
3 事業内容	・NPOの基盤強化とNPOと行政の協働を推進するための事業 （相談、情報収集・提供、調査、研修、交流、コーディネートなど）	
4 管理運営方法等	・平成16年度からは、民間(NPO法人)に管理運営を委託	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 消費者ウィーク事業	毎年、5月の「消費者の日(5月30日)」を含む1週間を消費者ウィークとして、各種行事を実施 ・朝市 ・消費生活パネル展 ・くらしを考える消費者のつどい 等	該当なし。
2 暮らしをみなおす市民のつどい事業	・パネル展示 ・記念講演会 ・研究活動発表会 等の開催	該当なし。
3 消費生活教育副読本発行事業	小学校5・6年生用の消費生活教育副読本「くらしと消費」を発行。 5年生全員に毎年発行し、2年間使用している。	該当なし。
4 消費者教室事業	消費者教育として、講座等の消費者教室を年1回開催	該当なし。
5 消費者生活相談事業	有資格者の消費生活相談員(2人)による消費生活全般に関する相談を実施 ・場所 市役所1階市民相談コーナー ・時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の事業を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	消費者行政の推進			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
6 消費生活関係 情報提供	・消費者からの苦情・意見・要望を把握し、広報紙やメールマガジン等により情報提供等啓発を実施 ・消費生活出前講座を実施し、悪徳商法被害の未然防止に努めている。	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

協議第15号資料

「その他の事業（女性政策）について」に関する資料

男女共同参画啓発事業について	40
男女共同参画プランの推進について	41
女性センター事業について	42
女性団体育成事業について	43

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画啓発事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 人権啓発週間及び男女共同参画週間の街頭啓発	・男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえて、6月1日の「人権擁護委員の日」、6月23日からの「男女共同参画週間」に併せた啓発活動をしている。 (1)親子ジェンダー探偵団の活動発表 (2)女性弁護士相談(6月中4回開催) (3)パネル展示	該当なし。
2 男女共同参画市民フェスティバルの開催	・男女共同参画社会の実現を目指し、ワークショップ、パネル展などを実施している。(高松市女性センター登録団体ネットワークを中心に実施)	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画プランの推進	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 たかまつ男女共同参画プランの推進	平成14年度～18年度の5か年を計画期間とする「たかまつ男女共同参画プラン」を策定するとともに、施策事業の進行管理をしている。	該当なし。
2 ジェンダー・フリーたかまつ市民会議の活動支援	「たかまつ男女共同参画プラン」の進捗状況を市民の側から点検するとともに、市民の自主的な取組み活動を推進する「ジェンダー・フリーたかまつ市民会議」に対する活動支援をしている。 (1)交付金 300千円 (2)コーディネーター謝金 100千円	該当なし。
3 女性行政調査・情報収集事業	平成14年度～16年度の3か年で女性行政調査・情報収集事業をしている。 なお、事業は、緊急雇用創出事業で実施している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(女性政策)		部会名	市民
分類	女性センター事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 女性センター事業	<p>(1)学習研修事業 (男女の自立と社会参画の促進のための学習)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画実践セミナー ・自己尊重ワークショップ ・市民企画講座など <p>(2)相談事業 (ジェンダー問題にかかわる様々な問題に対して、専門職員やカウンセラーによる相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性こころの相談 ・からだの相談 ・人権相談など <p>(3)情報収集・提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、ビデオ、パソコン等による情報収集・提供 ・女性センター情報誌「びびふぁい」の発行(年2回) <p>(4)活動交流事業 (女性センター登録団体の相互交流とネットワークづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体交流会 ・(男女共同参画市民フェスティバルの開催) <p>なお、女性センター事業は、平成12年度から任意団体である高松市女性センター登録団体ネットワークに委託している。</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(女性政策)	
分類	女性団体育成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 女性団体への支援	・自主的に組織した女性団体(地区婦人会等20団体)である高松市婦人団体連絡協議会に対し、団体相互の交流と活性化のため、活動支援として補助金を交付している。 平成15年度 600千円	・自主的に組織した女性団体(2団体)の活動を支援するため、それぞれの団体に補助金を支出している。 平成15年度 90千円

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
支援内容に違いがある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。